

## 消費者被害注意情報

### 高齢者を狙う悪質商法にご用心

高齢者は3つの大きな不安「お金」「健康」「孤独」を持っていると言われます。悪質業者は、この不安をあおりながら言葉巧みに高齢者をターゲットにして大切な財産(年金・貯蓄)を狙っています。

#### 70才以上のトラブル事例

##### 1位 訪問販売

高齢者夫婦暮らしや1人で留守番をしている高齢者が「自分の話を聞いてくれて、親切ないい人だから」と勧められるままに契約するケースがあります。

##### アドバイス(契約する前に)

- ・ 訪問販売では、できるだけ契約しないこと
- ・ 工事を依頼するかどうかは、家族・知人に相談すること
- ・ 家族や身近にいる人が、注意すること(成年後見人制度の検討)

##### 2位 電話勧誘販売

交渉過程が書面に残らないため、強引な勧誘や虚偽説明により、高齢者の心理を巧みに利用した商品「紳士録・名簿」「健康食品」「商品相場」「作品記載サービス」などを電話で勧誘します。

##### 悪質な事例

「有名寺院の高僧直筆掛け軸の購入、あなたが選ばれた」と勧誘され、断ると「罰が当たる」と脅すケースもあります。

##### 3位 次々販売・点検商法

布団、着物、健康食品などの商品を次から次へと契約させる商法で、一度購入すると消費者情報が業者間で共有化され、次々と悪質業者が接近してきます。

##### 悪質な事例

「趣味の短歌を新聞等に載せないか」と勧誘され、1度載せたらその後、断っても次々といろいろな業者から勧誘される。

床下換気扇を付けた後、他の業者が床下換気扇の点検と騙って床下に入り「基礎が劣化している。地震がきたら危ない。」と不安をあおりながら、次々と住宅リフォームの勧誘をする。

おかしい?と思ったら、すぐに消費者センターに相談

おかしい?騙された?買わされた?などと困ったときは1人で悩まずに、家族や身近な方に相談しましょう。

訪問販売や電話勧誘販売の場合、既に商品を受け取ったり、工事が済んでいたり、お金を支払っていても契約解除ができる場合があります。

諦めずにすぐに消費者センター(消費者ホットライン)へ電話をしましょう。

島根県消費者センター 0852-32-5916

消費者ホットライン 0570-064-370

おかしいと思ったら  
相談するんだゾー

